特定供給の許可について

九州経済産業局から、新日鐵住金株式会社による福岡県北九州市における増築工事現場に対する特定供給の許可申請1件に関する、電気事業法第66条の10の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、電気事業法第17条第3項に定められた特定供給の許可要件、及び「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」(20150312資第3号)における特定供給の許可に係る審査基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、当該特定供給の許可申請について、許可をすべきと考えられるため、別紙の通り九州経済産業局長に意見を回答いたしました。

経済産業省

官 印 省 略 20160126 九州第 12 号 平成 2 8 年 1 月 2 9 日

九州経済産業局長 殿

電力取引監視等委員会委員長

特定供給許可について (回答)

平成28年1月26日付け20160119九州第37号により貴職から当委員会に意見を求められた特定供給許可については、許可することに異存はありません。